



令和2年9月1日号農業だより「完熟」と併せて配付したものです。



【農作業に伴う剪定枝等の処分方法について】

法令により野焼きは禁止されておりますが、病虫害駆除のために野焼きを行うことはやむを得ない事とされております。しかしながら、周辺的生活環境への支障を及ぼす恐れのある場合は条例に基づく指導の対象となります。周囲の理解・協力無くして都市農業を継続させていくことは難しいことから、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、剪定枝等の処分方法は、下記の4つの方法がありますので、改めてご確認願います。

① クリーンセンター多摩川に直接持ち込む場合（処理料免除）

- ・ 処理受入基準（農作業に伴い排出されるもの）
剪定枝：長さ80cm以内、1本あたりの太さ10cm以内
注）5月1日発行の「完熟 No. 132」で、剪定枝の受入長さを「180cm以内」とご案内いたしましたが、正しくは「80cm以内」です。お詫びして訂正いたします。
野菜くず・葉・草：長さ80cm以内×1束直径30cm以内、1本あたりの太さ10cm以内
- ・ 受付時間：月～金曜日の開庁日で、午前8時30分～11時30分、午後1時～4時
※ 午後0時～1時は、昼休みのため受付並びに施設受入不可となります。
※ 環境課（市役所2階8番窓口）へ申請書を提出し、搬入伝票記載後、環境課職員の搬入物チェックを受けてください。

② 家庭ごみとして処分する場合（無料）

以下のものを出す場合、週に2回の可燃ごみの日に、家庭ごみとして市が収集します。

- ・ 剪定枝：長さ80cm以内×1束直径30cm以内、1本あたりの太さ10cm以内
- ・ 野菜くず・葉・草：透明又は半透明の袋に入れて出してください。
1辺の長さ80cm以内、厚さ10cm以内
※ ごみの収集は家の前に限ります（畑の前に出された場合、排出者が分からないため収集することが出来ません）。

③ タウンビーパー（剪定枝破砕車）でチップ化処理をする場合（有料）

- ・ 経済観光課農政係へ予約
- ・ 処理料：20,600円/日、10,300円/半日
- ・ 処理受入基準：1本あたりの太さ10cm以内、葉は取り除いて束ねた状態で、作業しやすい場所に出来る限り1ヶ所にまとめて下さい。

④ 業者に処理を依頼する場合（有料）

(有)アルカス（電話 042-331-2213）

※ 処理料や処理可能品目等については、上記業者にお問い合わせください。

[問い合わせ先] ①・② 稲城市市民部環境課ごみ・リサイクル係（電話 042-378-2111(内)262）
③ 稲城市市民部経済観光課農政係（電話 042-378-2111(内)673）

